

議案第33号

三朝町行政組織条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月20日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町行政組織条例の一部を改正する条例

三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 財政課 町民課 <u>福祉課</u> 農林課 <u>企画健康課</u> 観光交流課 建設水道課</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) <u>福祉課</u> ア 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課 財政課 町民課 <u>健康福祉課</u> 農林課 <u>企画課</u> 観光交流課 建設水道課</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (4) <u>健康福祉課</u> ア 略 イ <u>健康対策に関すること。</u></p>

イ 略	ウ 略
ウ 略	エ 略
エ 略	オ 略
(5) 略	(5) 略
(6) <u>企画健康課</u>	(6) <u>企画課</u>
ア～ク 略	ア～ク 略
ケ <u>健康対策に関すること。</u>	
(7)・(8) 略	(7)・(8) 略

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。